

答申（個）第25号

令和3年（2021年）11月16日

札幌市長 秋元克広様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 嶋拓哉

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年11月25日付け札幌〇〇第〇号により諮問のありました下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った個人情報一部開示決定処分（令和元年8月1日付け札幌〇〇第〇号）に
対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った「〇〇課が保有する平成 24 年 7 月 30 日付け文書『親族による成年後見申し立て予定対象者についての情報提供』における審査請求人に関する情報」（以下「本件対象文書」という。）の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、諮問庁に対し、令和元年 7 月 16 日付けで本件開示請求を行った。

2 一部開示決定

諮問庁は、本件開示請求に対して、次のとおり令和元年 8 月 1 日付けで本件処分を行った。

(1) 個人情報の特定について

本件対象文書のうち、審査請求人について記載された個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）を本件開示請求の対象として特定し、本件対象個人情報を除く審査請求人以外の第三者（以下「本件第三者」という。）について記載された個人情報（以下「本件第三者個人情報」という。）を本件開示請求の対象外とした。

(2) 非開示部分について

本件対象個人情報のうち、条例第 16 条第 7 号ウに該当する情報（以下「本件非開示情報」という。）を非開示とした。

3 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68

号) 第2条の規定に基づき、諮問庁に対して令和元年8月22日付けの審査請求書を提出し、同日、諮問庁に到達した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件第三者個人情報及び本件非開示情報を全て開示するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書は公式文書ではなくメモであり、また、審査請求人の情報であるため、条例第16条第7号ウに該当しない。したがって、このメモは本来、外部（家庭裁判所）に情報提供できない内容（違法）なので、条例は適用されない。
- (2) このメモが家庭裁判所へ提供されたことで審査請求人が被害を受けている（後見人にだまされた）にもかかわらず内容を開示しないのは不当である。
- (3) 本件開示請求の対象外とした部分には、審査請求人の〇〇に関する情報が記載されていると推測されるが、親族であり、審査請求人と同居していたのだから、開示しても問題ないはずである。
- (4) 審査請求人は諮問庁との間で訴訟を行っていたため、諮問庁に都合の悪い記載が恣意的に開示対象外や非開示にされていないか、第三者により判断してもらいたい。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求人に係る個人情報の特定について

本件対象文書は、本件第三者について関係機関に情報提供することを目的に作成した文書であり、主に本件第三者について記載されているものである。開示請求の対象となる個人情報は、自己に関する個人情報（条例第14条第1項）であることから、本件第三者個人情報は本件開示請求の対象外となる。

したがって、本件対象文書のうち、本件第三者個人情報を本件開示請求の対象外とした上で、本件対象個人情報を審査請求人の個人情報と特定した。

2 本件非開示情報の条例第16条第7号ウの該当性について

本件非開示情報の内容は、高齢者虐待相談に関する事務において、関係機関への調査等によって得られた情報である。この情報を開示することで、札幌市へ情報提供した関係機関及び情報提供の内容が審査請求人に知られることとなった場合、札幌市と関係機関との信頼関係が損なわれ、連携を取りながら対応を行うことが困難となる。また、関係機関が、今後札幌市に対して高齢者虐待に関する情報の提供をためらうことが危惧されることとなり、その結果、関係機関から必要な情報が適切に得られなくなり、札幌市が実施する高齢者の虐待防止及び虐待を受けた高齢者の保護に必要な相談や指導を適切に実施することに著しい支障が生じると考えられる。

したがって、本件非開示情報は、条例第16条第7号ウに該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件対象文書は公式文書ではなくメモであり、また、審査請求人の情報であるため、条例第16条第7号ウに該当しない。」と主張し、審査請求人が本件審査請求の際に提出した〇〇課の職員が作成した「様式6 経過記録票」の平成24年7月27日の「内容」中に「正式文書ではなくメモ程度でかまわないので」、「申し立て書類にそのメモを添付して」との記載があることをその根拠としているものと解される。

しかしながら、本件対象文書は、条例第2条第7号の規定により、職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして保有している公文書であることから、条例第14条の規定による開示請求の対象となるものであって、その開示に当たっては、条例第16条各号に規定する非開示情報を除いて開示しなければならない。そして、本件非開示情報が同条第7号ウに該当することは上記2のとおりである。

また、審査請求人は、「このメモは本来、外部（家庭裁判所）に情報提供できない内容（違法）なので、条例は適用されない。」と主張しているが、先に述べたとおり、本件対象文書は、条例第2条第7号の規定により公文書であり、また、外部への情報提供の可否については、個人情報の利用及び提供の制限について定めた条例第8条に照らし判断するものであるから、本件処分の適否には影響しない。

さらに、審査請求人は、「このメモが家庭裁判所へ提供されたことで審査請求人が

被害を受けている（後見人にだまされた）にもかかわらず内容を開示しないのは不当である。」としているが、本件処分に当たって、このような審査請求人の事情を考慮すべき理由はない。

4 結論

以上のとおり、本件処分は適法かつ正当に行われたものである。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、札幌市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、条例の目的、各条項の規定内容等を踏まえて、条例の適当な解釈を探究した上で、それに照らして個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件処分に係る妥当性について検討する。

2 本件第三者個人情報の開示請求対象性について

(1) 条例第14条第1項は、何人に対しても公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求する権利を保障しているのであって、自己以外の個人情報の開示を求めることは、同条第2項に規定する法定代理人が本人に代わって開示を請求する場合を除き、認めていない。

(2) 当審査会で本件対象文書を見分等したところ、本件第三者個人情報については、審査請求人の個人情報ではなく本件第三者の個人情報が記載されていると認められる。

(3) したがって、本件第三者個人情報については本件開示請求の対象外とするのが妥当である。

3 本件非開示情報の条例第16条第7号ウの該当性について

(1) 条例第16条第7号ウは、札幌市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる旨を規定する。

(2) 当審査会で本件対象文書を見分等したところ、本件非開示情報は、高齢者虐待相談や指導に係る事務（以下「相談等事務」という。）を行う上で、〇〇課の職員が関係者から得た情報を記載したものであることから、条例第16条第7号ウに規定する事務に関する情報に該当するものと認められる。

また、本件非開示情報が開示されることになれば、今後、関係者が高齢者虐待に関する情報が当事者に伝わることを意識することで、これらの情報を提供することをためらい、相談等事務を行う上で有益な情報が関係者から得られにくくなると考えられる。

その結果、虐待を受けた高齢者に対する保護が遅れ、又は適切に措置できなくなるなど、相談等事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

(3) したがって、本件非開示情報は条例第16条第7号ウに該当し、非開示とするのが妥当である。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年11月26日	諮問書、個人情報一部開示決定理由説明書等を受理
令和元年12月2日	審査請求人に諮問庁の個人情報一部開示決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和2年1月8日	審査請求人からの意見書が到達

令和3年10月12日 (第189回審査会)	審議（事案の経過・概要等） 審査請求人による口頭意見陳述 諮問庁からの事情聴取
令和3年11月12日 (第190回審査会)	答申素案の審議
令和3年11月16日	答申